

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正により、これまで国が一律に政令(道路構造令(昭和45年政令第320号))で定めていた道路の構造の技術的基準を参照し条例で定めることに伴い、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例を制定します。(施行予定日:公布日)

※県道の構造に関する技術的基準を条例で定めます。

ただし、道路構造令により定められている地方道の構造の一般的技術基準第4条(設計車両)、第12条、第39条第4項および第40条第3項(建築限界)、ならびに第35条第2項および第3項等(橋等の設計自動車荷重)を除きます。

2. 条例の制定内容

(1) 県条例独自の規定

① 自転車歩行者道または歩道に、横断歩道橋もしくは地下横断歩道または路上施設を設ける場合の幅員規定を、具体的な数値基準ではなく、設ける施設幅員に応じた規定とします。

(条例第11条第3項、第12条第4項)

(現行基準: 道路構造令第10条の2、第11条)

路上施設等を設ける場合は、規定の幅員に、設ける施設ごとに下表の幅員を加える規定となっています。

横断歩道橋等を設ける場合	3メートル
ベンチの上屋を設ける場合	2メートル
並木を設ける場合	1.5メートル
ベンチを設ける場合	1メートル
その他の場合	0.5メートル

県の考え方

路上施設、またはその施設幅には様々なものが考えられるため、横断歩道橋、ベンチの上屋、並木、ベンチ等の例示に限らず、施設に対応した柔軟な規定とします。

② 車道の縦断勾配について、積雪寒冷地域に存する道路では、5パーセント以下とすることを規定します。ただし、地形状況等によりやむを得ない場合には、特例値まで緩和できる規定とします。
(条例第23条第2項)

(現行基準：道路構造令第20条) —————

車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じて、3～12パーセント以下とする規定となっています。

県の考え方

道路構造令では、地域特性に応じた縦断勾配の規定がありません。県北部地域では、冬期の積雪時に立ち往生する車両により通行に支障をきたすことがあるため、出来る限り緩やかな縦断勾配による整備が必要です。県の運用ルールである「近江の道づくりルール」で定めている「縦断勾配5パーセント以下が望ましい」との基準を条例化することで、出来る限り積雪寒冷地域に対応した勾配の道路を整備することとします。

③ 歩道および自転車歩行者道の横断勾配について、1パーセントを標準とする規定とします。

(条例第27条第3項)

(現行基準：道路構造令第24条) —————

歩道または自転車道等の横断勾配は2パーセントを標準とする規定となっています。

県の考え方

県では、道路構造令の範囲内で、運用ルールである「滋賀県歩道整備マニュアル」の規定に基づき、県道の歩道等の整備を行っているため、運用ルールの基準で条例化することとします。

(2) その他の規定

上記の項目以外の規定については、道路構造令と同一の基準で条例化することとします。

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）の施行による道路法の一部改正に伴い、従前、政令で定められていた県道の構造に関する技術的基準を当該政令で定める基準を参考して条例で定めることとされたことから、新たに制定しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例は、道路法の規定に基づき、県道の構造に関する技術的基準を定めることとします。 (第 1 条関係)
- (2) この条例における主な用語の意義を定めることとします。 (第 2 条関係)
- (3) この条例における道路の区分は、道路構造令第 3 条に定めるところによることとします。 (第 3 条関係)
- (4) 県道の構造に関する技術的基準を定めることとします。 (第 4 条～第 45 条関係)
- (5) その他
 - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

議第 168 号

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成 24 年 11 月 29 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 30 条第 3 項の規定に基づき、県道の構造に関する技術的基準について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法および道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第 3 条 この条例における道路の区分は、政令第 3 条に定めるところによる。

(車線等)

第 4 条 車道（次に掲げる部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級または第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。

(1) 副道

(2) 停車帯

(3) 交差点

(4) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

(5) 乗合自動車の停車所および非常駐車帯

(6) 付加追越車線、登坂車線、屈折車線および変速車線のすりつけ区間

(7) 車線の数が増加し、もしくは減少する場合または道路が接続する場合におけるすりつけ区間

2 道路の区分（地方部に存する道路にあっては、道路の区分および地形の状況）に応じ、計画交通量の台数が次の表の設計基準交通量の欄に掲げる 1 日当たりの台数以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2 とする。

区 分	地 形	設 計 基 準 交 通 量
-----	-----	---------------

第 1 種	第 2 級	平 地 部	台 14,000
	第 3 級	平 地 部	14,000
		山 地 部	10,000
	第 4 級	平 地 部	13,000
		山 地 部	9,000
第 3 種	第 2 級	平 地 部	9,000
	第 3 級	平 地 部	8,000
		山 地 部	6,000
	第 4 級	平 地 部	8,000
		山 地 部	6,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		9,000

- 3 交差点の多い第4種の道路に係る設計基準交通量は、前項の表の設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数に0.8を乗じて得た台数とする。
- 4 前2項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないものならびに第3種第5級および第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分（地方部に存する道路にあっては、道路の区分および地形の状況）に応じ、次の表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数に対する当該道路の計画交通量の台数の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1 車線当たりの設計基準交通量
第 1 種	第 2 級	平 地 部	台 12,000
		山 地 部	9,000
	第 3 級	平 地 部	11,000
		山 地 部	8,000
	第 4 級	平 地 部	11,000
		山 地 部	8,000
第 2 種	第 1 級		18,000
	第 2 級		17,000

第 3 種	第 2 級	平 地 部	9,000
		山 地 部	7,000
	第 3 級	平 地 部	8,000
		山 地 部	6,000
第 4 種	第 4 級	山 地 部	5,000
	第 1 級		12,000
	第 2 級およ び第 3 級		10,000

5 交差点の多い第4種の道路に係る1車線当たりの設計基準交通量は、前項の表の1車線当たりの設計基準交通量の欄に掲げる1日当たりの台数に0.6を乗じて得た台数とする。

6 車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる幅員とする。ただし、第1種第2級、第3種第2級または第4種第1級の普通道路にあっては交通の状況により必要がある場合には、同欄に掲げる幅員に0.25メートルを加えた幅員とし、第1種第2級もしくは第3級の小型道路または第2種第1級の道路にあっては地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、同欄に掲げる幅員から0.25メートルを減じた幅員とすることができる。

区 分		車 線 の 幅 員
第 1 種	第 2 級	メートル 3.5
	普通道路	3.5
	小型道路	3.25
	第 4 級	普通道路 3.25 小型道路 3
第 2 種	第 1 級	普通道路 3.5 小型道路 3.25
	第 2 級	普通道路 3.25 小型道路 3
第 3 種	第 2 級	普通道路 3.25 小型道路 2.75
	第 3 級	普通道路 3 小型道路 2.75
	第 4 級	2.75

第4種	第1級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第2級および第3級	普通道路	3
		小型道路	2.75

7 第3種第5級または第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合または第35条の規定により車道に狭窄部を設ける場合は、3メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第5条 第1種または第2種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上である第3種または第4種の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線および変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要がある場合においては、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる幅員以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員	
第1種	第2級	メートル 4.5	メートル 2
	第3級および第4級	3	1.5
第2種	第1級	2.25	1.5
	第2級	1.75	1.25
第3種	第2級から第4級まで	1.75	1
第4種	第1級から第3級まで	1	

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる幅員とする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路または箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員	
第1種	第2級	メートル 0.75	メートル 0.25
	第3級および 第4級	0.5	
第2種		0.5	0.25
第3種	第2級から第 4級まで	0.25	
第4種	第1級から第 3級まで	0.25	

- 7 分離帯には、柵その他これに類する工作物を設け、または側帶に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合において、当該中央帯の幅員を定めるに当たっては、政令第12条の建築限界を勘案するものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第6条 車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。）の数が4以上である第3種または第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員の標準は、4メートルとする。

(路肩)

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯または停車帯を設ける場合は、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる幅員以上とする。ただし、付加追越車線、登坂車線もしくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員		
第1種	第2級	普通道路	メートル 2.5	メートル 1.75
		小型道路	1.25	

	第3級および 第4級	普通道路	1.75	1.25
	小型道路		1	
第 2 種	普通道路		1.25	
	小型道路		1	
第 3 種	第2級から第 4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第 5 級		0.5	
第 4 種			0.5	

- 3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第1種の道路であつて同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる幅員以上とする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋もしくは高架の道路または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる幅員まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員	
第2級およ び第3級	普通道路	メートル 2.5	メートル 1.75
	小型道路	1.25	
第 4 級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

- 4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる幅員以上とする。

区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員	
第 1 種	第 2 級	普通道路 メートル 1.25	
		小型道路 0.75	
	第3級およ び第4級	普通道路 0.75	
		小型道路 0.5	
第 2 種		普通道路 0.75	
		小型道路 0.5	
第3種および第4種		0.5	

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）また

は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第1種第2級の道路にあっては1メートルまで、第1種第3級または第4級の道路にあっては0.75メートルまで、第3種（第5級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。

- 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、副道に接続する路肩の幅員は、0.5メートル以上とする。
- 7 歩道、自転車道または自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、または車道の効用を保つために支障がない場合には、車道に接続する路肩を設けず、またはその幅員を縮小することができる。
- 8 第1種または第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、普通道路にあっては道路の区分に応じ、次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる幅員とし、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる幅員とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員	
第1種	第2級	メートル 0.75	メートル 0.5
	第3級および 第4級	0.5	0.25
第2種	第1級および 第2級	0.5	

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道または自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄または第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる幅員に当該路上施設を設けるために必要な幅員を加えて、これらの規定を適用する。

（停車帯）

- 第8条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。
- 2 停車帯の幅員は、2.5メートルとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合は、1.5メートルまで縮小することができる。

（軌道敷）

第9条 軌道敷の幅員は、軌道が単線である場合にあっては3メートル以上とし、軌道が複線である場合にあっては6メートル以上とする。

(自転車道)

第10条 自動車および自転車の交通量が多い第3種または第4種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路または自動車および歩行者の交通量が多い第3種もしくは第4種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合において、当該自転車道の幅員を定めるに当たっては、政令第12条の建築限界を勘案するものとする。
- 5 自転車道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するものとする。

(自転車歩行者道)

第11条 自動車の交通量が多い第3種または第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上とし、その他の道路にあっては3メートル以上とする。
- 3 横断歩道橋等または路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員にこれらの施設を設けるために必要な幅員を加えて、同項の規定を適用する。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車および歩行者の交通の状況を考慮するものとする。

(歩道)

第12条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）または自転車道を設ける第3種もしくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設け

るものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 第3種または第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路および前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上とし、その他の道路にあっては2メートル以上とする。
- 4 横断歩道橋等または路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員にこれららの施設を設けるために必要な幅員を加えて、同項の規定を適用する。ただし、第3種第5級または第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。
- 5 歩道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮するものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路または歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車の停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者または自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員）

第14条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道および歩道の幅員を定めるに当たっては、除雪を勘案するものとする。

（植樹帯）

第15条 第4種第1級および第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員の標準は、1.5メートルとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造および交通の状況、沿道の土地利用の状況ならびに良好な道路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき幅員を超える適切な幅員とする。

（1）都心部または景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、または集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第 16 条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる速度とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる速度とすることができる。

区分		設計速度	
第 1 種	第 2 級	100 キロメートル毎時	80 キロメートル毎時
	第 3 級	80 キロメートル毎時	60 キロメートル毎時
	第 4 級	60 キロメートル毎時	50 キロメートル毎時
第 2 種	第 1 級	80 キロメートル毎時	60 キロメートル毎時
	第 2 級	60 キロメートル毎時	50 キロメートル毎時または 40 キロメートル毎時
第 3 種	第 2 級	60 キロメートル毎時	50 キロメートル毎時または 40 キロメートル毎時
	第 3 級	60 キロメートル毎時、50 キロメートル毎時または 40 キロメートル毎時	30 キロメートル毎時
	第 4 級	50 キロメートル毎時、40 キロメートル毎時または 30 キロメートル毎時	20 キロメートル毎時
	第 5 級	40 キロメートル毎時、30 キロメートル毎時または 20 キロメートル毎時	
第 4 種	第 1 級	60 キロメートル毎時	50 キロメートル毎時または 40 キロメートル毎時
	第 2 級	60 キロメートル毎時、50 キロメートル毎時または 40 キロメートル毎時	30 キロメートル毎時
	第 3 級	50 キロメートル毎時、40 キロメートル毎時または 30 キロメートル毎時	20 キロメートル毎時
	第 4 級	40 キロメートル毎時、30 キロメートル毎時または 20 キロメートル毎時	

2 副道の設計速度は、40 キロメートル毎時、30 キロメートル毎時または 20 キロメートル毎時とする。

(車道の屈曲部)

第 17 条 車道の屈曲部は、曲線形とする。ただし、緩和区間または第 35 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第 18 条 車道の曲線部の曲線半径は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる半径以上とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる半径まで縮小することができる。

設 計 速 度	曲 線 半 径	
キロメートル毎時	メートル	メートル
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第 19 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分および当該道路の存する地域に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる勾配（第 3 種の道路で自転車道等を設けないものにあっては、6 パーセント）以下で適切な勾配の片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、片勾配を付さないことができる。

区 分	道 路 の 存 す る 地 域	最 大 片 勾 配
第 1 種、第 2 種 および第 3 種	積 雪 寒 冷 地 域	積 雪 寒 冷 の 度 が 甚 だ し い 地 域
		パーセント 6
	そ の 他 の 地 域	8
第 4 種	そ の 他 の 地 域	
	10	
	6	

(曲線部の車線等の拡幅)

第 20 条 車道の曲線部においては、設計車両および当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第 2 種お

より第4種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

(緩和区間)

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、または拡幅する場合においては、緩和区間ににおいてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の緩和区間の長さの欄に掲げる長さ（前項のすりつけに必要な長さが同欄に掲げる長さを超える場合にあっては、当該すりつけに必要な長さ）以上とする。

設 計 速 度	緩 和 区 間 の 長 さ
キロメートル毎時 100	メートル 85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

(視距等)

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の視距の欄に掲げる視距以上とする。

設 計 速 度	視 距
キロメートル毎時 100	メートル 160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

- 2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）には、必要に応じ、自動車が追越しを行うために十分な見通しが確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる勾配以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる勾配以下とすることができる。

区分		設計速度	縦断勾配	
		キロメートル毎時	パーセント	パーセント
第1種、 第2種 および 第3種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第4種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

2 前項の規定にかかわらず、積雪寒冷地域に存する道路（普通道路で設計速度が 80 キロメートル毎時以上であるものおよび小型道路で設計速度が 100 キロメートル毎時であるものを除く。）の車道の縦断勾配は、5 パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が100キロメートル毎時であるものにあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度および当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる半径以上とする。ただし、設計速度が60キロメートル毎時である第4種第1級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設 計 速 度	縦 断 曲 線 の 曲 線 形	縦 断 曲 線 の 半 径
100 キロメートル毎時	凸 形 曲 線	メートル 6,500
	凹 形 曲 線	3,000
80	凸 形 曲 線	3,000
	凹 形 曲 線	2,000
60	凸 形 曲 線	1,400
	凹 形 曲 線	1,000
50	凸 形 曲 線	800
	凹 形 曲 線	700
40	凸 形 曲 線	450
	凹 形 曲 線	450
30	凸 形 曲 線	250
	凹 形 曲 線	250
20	凸 形 曲 線	100
	凹 形 曲 線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の縦断曲線の長さの欄に掲げる長さ以上とする。

設 計 速 度	縦 断 曲 線 の 長 さ
100 キロメートル毎時	メートル 85
80	70
60	50

50	40
40	35
30	25
20	20

(舗装)

第 26 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道、自転車歩行者道および歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 車道および側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を 49 キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合は、この限りでない。

3 道路の存する地域、沿道の土地利用および自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合における第 4 種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(横断勾配)

第 27 条 車道、中央帯（分離帯を除く。）および車道に接続する路肩には、片勾配を付す場合を除き、前条第 2 項に規定する基準に適合する舗装道にあっては 1.5 パーセント以上 2 パーセント以下、当該舗装道以外の舗装道にあっては 3 パーセント以上 5 パーセント以下をそれぞれ標準として横断勾配を付するものとする。

2 自転車道には、2 パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 歩道および自転車歩行者道には、1 パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

4 前 3 項の規定にかかわらず、前条第 3 項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合には、横断勾配を付さず、または縮小することができる。

(合成勾配)

第 28 条 合成勾配は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の合成勾配の欄に掲げる勾配以下とする。ただし、設計速度が 30 キロメートル毎時または 20 キロメートル毎時の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、12.5 パーセ

ント以下の勾配とができる。

設 計 速 度	合 成 勾 配
100 キロメートル毎時	パーセント 10
80 キロメートル毎時または 60 キロメートル毎時	10.5
50 キロメートル毎時、40 キロメートル毎時、30 キロメートル毎時または 20 キロメートル毎時	11.5

- 2 前項の規定にかかわらず、積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路の合成勾配は、8 パーセント以下とする。

(排水施設)

第 29 条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差または接続)

第 30 条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一の箇所において同一の平面で 5 以上交会させてはならない。

- 2 道路が同一の平面で交差し、または接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線もしくは交通島を設け、または隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 第 4 条第 6 項の規定にかかわらず、屈折車線または変速車線を設ける場合における当該部分の車線（屈折車線および変速車線を除く。）の幅員は、第 4 種第 1 級の普通道路にあっては 3 メートルまで、第 4 種第 2 級または第 3 級の普通道路にあっては 2.75 メートルまで、第 4 種の小型道路にあっては 2.5 メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線および変速車線の幅員の標準は、普通道路にあっては 3 メートルとし、小型道路にあっては 2.5 メートルとする。

5 屈折車線または変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第 31 条 車線（登坂車線、屈折車線および変速車線を除く。）の数が 4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とする。ただし、交通の状況、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 車線（屈折車線および変速車線を除く。）の数が 4 以上である小型道路が相互に交差する場合および普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とする。

- 3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、連結路を設けるものとする。
- 4 連結路については、第4条から第7条まで、第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条および第28条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第32条 道路が鉄道等と同一の平面で交差する場合における当該交差する道路は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 交差角は、45度以上とすること。
- (2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (3) 見通し区間の長さは、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる長さ以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される場所または自動車の交通量および鉄道等の運転回数が極めて少ない場所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度	見通し区間の長さ
50キロメートル毎時未満	メートル 110
50キロメートル毎時以上70キロメートル毎時未満	160
70キロメートル毎時以上80キロメートル毎時未満	200
80キロメートル毎時以上90キロメートル毎時未満	230
90キロメートル毎時以上100キロメートル毎時未満	260
100キロメートル毎時以上110キロメートル毎時未満	300
110キロメートル毎時以上	350

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に掲げるところにより、待避所を設けるものとする。

ただし、交通に及ぼす支障が少ない場合は、この限りでない。

- (1) 待避所の相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所の相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができるること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、駆止、道路標識、道路情報管理施設または道路反射鏡を設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第35条 第4種第4級の道路または主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者または自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道およびこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、または車道に狭窄部もしくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道、自転車歩行者道または歩道に接続しない乗合自動車の停留所または路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、または公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車の停車所または非常駐車帯を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第38条 雪崩、飛雪または積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設、吹きだまり防止施設または雪崩防止施設を設けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、または道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量およびトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルには、車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第40条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造またはこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に定めるもののほか、橋、高架の道路その他のこれらに類する構造の道路の構造に関する必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第 41 条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、または道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第 4 条から前条までの規定（第 7 条、第 16 条、第 17 条、第 27 条、第 29 条、第 34 条および第 38 条を除く。）による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第 42 条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町道とすることにより、道路の区分が変更されることとなるときは、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 4 項および第 6 項、第 7 条第 2 項から第 6 項まで、第 9 項および第 11 項、第 8 条第 1 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 1 項、第 2 項および第 4 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 23 条、第 25 条第 2 項、第 26 条第 3 項、第 30 条第 3 項、第 33 条ならびに第 35 条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第 43 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 4 条、第 5 条第 4 項から第 6 項まで、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条第 2 項および第 3 項、第 12 条第 3 項および第 4 項、第 15 条第 2 項および第 3 項、第 18 条から第 25 条まで、第 26 条第 3 項ならびに第 28 条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第 4 条、第 5 条第 4 項から第 6 項まで、第 6 条、第 7 条第 2 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条第 3 項、第 11 条第 2 項および第 3 項、第 12 条第 3 項および第 4 項、第 15 条第 2 項および第 3 項、第 22 条第 1 項、第 24 条第 2 項、第 26 条第 3 項、次条第 1 項および第 2 項ならびに第 45 条第 1 項および第 2 項の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)

第 44 条 自転車専用道路の幅員は 3 メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は 4

メートル以上とする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、2.5メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合において、当該自転車専用道路または自転車歩行者専用道路の幅員を定めるに当たっては、政令第39条第4項の建築限界を勘案するものとする。
- 4 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車および歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、第3条から第42条までおよび前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第45条 歩行者専用道路の幅員は、2メートル以上とする。

- 2 歩行者専用道路の幅員を定めるに当たっては、当該歩行者専用道路の存する地域および歩行者の交通の状況を考慮するものとする。
- 3 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合において、当該歩行者専用道路の幅員を定めるに当たっては、政令第40条第3項の建築限界を勘案するものとする。
- 4 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第42条までおよび第43条第1項の規定は、適用しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。